

令和2年5月12日

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等指定事業者 各位

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る障害者居宅介護従業者基礎研修等事業
における通信の方法による講義の実施について（通知）

本県の福祉行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおりの事務連絡があり、これを受け、本県では、講義（科目内において演習と併せて実施される講義を除く。）に限り、インターネット等を活用した通信の方法により、担当講師が対面して実施する方法も可能とします。

その際は、技術的あるいは経済的な理由等により、研修受講者が研修を受講できない等の不利益が生じないように、十分に配慮してください。

通信の方法に変更する場合は、障害者居宅介護従事者基礎研修変更届（第4号様式）に変更後の研修日程表、実施方法等を添付し、知事に提出してください。

なお、研修における演習及び実習の実施にあたっては、集団感染を防止するために1回の演習等の受講者を少人数にした上で、席の間隔を空けるなど十分な感染防止対策を実施してください。

また、今般の通知については、新型コロナウイルス感染症の影響下限りの取扱いとなりますので、ご注意ください。

問合せ先

福祉介護人材グループ 諸橋

電話 045-210-4768（直通）

電子メール care-worker@pref.kanagawa.jp